

# リサイクル製品認定制度のあり方について

## (リサイクル製品認定部会報告の概要)



# 現行制度の概要等

<p><b>目的</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>リサイクルの促進</b>：廃棄物等を原材料とする製品の普及による、循環資源の循環的利用の促進</li> <li>・ <b>関連事業者の育成</b>：循環型社会の形成に寄与する事業を営むリサイクル事業者の育成</li> </ul>																												
<p><b>認定対象</b></p>	<p>対象として定める品目で、<b>大阪府内で販売</b>されており、以下のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>大阪府内で発生する循環資源を使用して</b>、日本国内で製造されるもの</li> <li>・ 日本国内で発生する循環資源を使用して、<b>大阪府内で製造</b>されるもの</li> </ul>																												
<p><b>認定区分</b></p>	<table border="1" data-bbox="358 654 1224 963"> <tr> <td>認定の基準に適合する製品</td> <td><b>第1区分</b></td> </tr> <tr> <td>上記のうち、当該製品の<b>使用済み</b>を自ら回収し、<b>素材としてリサイクル</b>される製品</td> <td><b>第2区分</b> なにわエコ良品ネクスト</td> </tr> </table> <div data-bbox="1270 611 1989 1042"> <p><b>認定製品数の推移</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>第1区分</th> <th>第2区分</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2019</td> <td>191</td> <td>66</td> <td>257</td> </tr> <tr> <td>2020</td> <td>204</td> <td>56</td> <td>260</td> </tr> <tr> <td>2021</td> <td>200</td> <td>102</td> <td>302</td> </tr> <tr> <td>2022</td> <td>197</td> <td>97</td> <td>294</td> </tr> <tr> <td>2023</td> <td>195</td> <td>150</td> <td>345</td> </tr> </tbody> </table> </div>	認定の基準に適合する製品	<b>第1区分</b>	上記のうち、当該製品の <b>使用済み</b> を自ら回収し、 <b>素材としてリサイクル</b> される製品	<b>第2区分</b> なにわエコ良品ネクスト	年	第1区分	第2区分	合計	2019	191	66	257	2020	204	56	260	2021	200	102	302	2022	197	97	294	2023	195	150	345
認定の基準に適合する製品	<b>第1区分</b>																												
上記のうち、当該製品の <b>使用済み</b> を自ら回収し、 <b>素材としてリサイクル</b> される製品	<b>第2区分</b> なにわエコ良品ネクスト																												
年	第1区分	第2区分	合計																										
2019	191	66	257																										
2020	204	56	260																										
2021	200	102	302																										
2022	197	97	294																										
2023	195	150	345																										
<p><b>制度の役割</b> 類似制度との比較</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>エコマーク制度</b>：全国の事業者を対象、リサイクル製品を含む広く環境配慮された製品を対象</li> <li>・ <b>府制度</b>は、府内に製造場所又は営業所等がある事業者を対象とするとともに、循環資源の発生場所、又は製品の製造場所が大阪府内であるリサイクル製品に限定、<b>申請費用が比較的安価</b></li> <li>・ 府内で事業展開しているような中小規模の事業者の製品を広報等で後押し</li> </ul>																												

# 基本的な考え方・今後のあり方

循環資源の持続的な利用の推進、「カーボンニュートラル」及び「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現など、社会の動きにも対応したリサイクル製品の普及が促進される制度となるよう、制度の今後のあり方について審議を行った。

## 1. 社会の動きにも対応した付加価値の高いリサイクル製品の普及

### ① 循環資源の持続的な利用（第2区分の認定要件見直し）

#### 【基本的な考え方】

- 国の第五次循環型社会形成推進基本計画（2024年8月）では、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を促進することが鍵とされている。
- 当該計画の方向性も踏まえて、認定制度のあり方について検討していく必要があると考えられる。

#### 【今後のあり方】

- 循環資源が持続的に利用されることを付加価値と捉え、使用済品が同等品として繰り返し利用されることも求めていく必要がある。 ⇒ **第2区分の認定要件の見直し**

「認定の基準」に適合する製品であって、当該製品の使用済品を製造者が自ら回収し、**使用済品が素材としてリサイクル**される製品

「認定の基準」に適合する製品であって、当該製品の使用済品を製造者が自ら回収し、**水平リサイクル等により同等品として利用**される製品

# 基本的な考え方・今後のあり方

## ② 海洋プラスチック問題への対応（認定区分の新設）

### 【基本的な考え方】

- 海洋プラスチック問題を背景にG20大阪サミットで「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有され、府市では実行計画を策定。府民等を含む幅広い関係者との連携のもと、海洋プラスチックごみ削減のための取組を推進。
- 当該ビジョンの実現に向け、認定制度においても、府民等への啓発といった観点から、どのような対応が実施できるか検討する必要がある。



### 【今後のあり方】

- 海洋プラスチックごみ、漁業系プラスチック廃棄物を原料にしていることを付加価値とし、当該リサイクル製品の認定区分を設け、広報・PRすることで、資源循環と海洋プラスチック問題に係る府民の意識醸成や行動変容を促すことが必要と考えられる。⇒ [認定区分の新設](#)
- 認定基準（循環資源の配合率）については「エコマーク」を参考 ⇒ 製品のプラスチック質量に占める海洋プラスチックごみ、または漁業系プラスチック廃棄物由来の再生プラスチックの質量割合が10%以上であること

# 基本的な考え方・今後のあり方

## ③ カーボンニュートラル（CN）実現への貢献（認定区分の新設）

### 【基本的な考え方】

- 国の推計によると、国内全体における温室効果ガス排出量のうち資源循環が貢献できる余地がある部門の割合は36%とされている。
- リサイクルについても、その削減に寄与する取組として示されていることから、**CNの実現に向け、認定制度においても、府民等への啓発といった観点から、どのような対応が実施できるか検討する必要がある。**



### 【今後のあり方】

- 温室効果ガスの排出量の見える化をしていること（CFP）を付加価値と捉え、当該リサイクル製品の認定区分を設け、広報・PRすることで、資源循環とCNに係る府民の意識醸成や行動変容を促すことが必要と考えられる。⇒ **認定区分の新設**
- 認定に当たっては、現在の認定条件を満たしていることに加えて、CFPが算定されていることとし、算定結果の妥当性については、第三者認証による検証結果を踏まえることが想定される。

# 基本的な考え方・今後のあり方

## 2. 認定対象以外の品目に係る対応

### 【基本的な考え方】

- 府制度の認定基準のうち「循環資源の配合率」については、**エコマークの認定基準を参考**としており、**エコマークの認定対象品目となっていない場合は、府制度でも認定対象外**。
- これまでに複数の認定対象外の品目に係る申請相談を受けたが、参考とできる「循環資源の配合率」の基準がないため、**申請を受け付けることができないものがあった**。

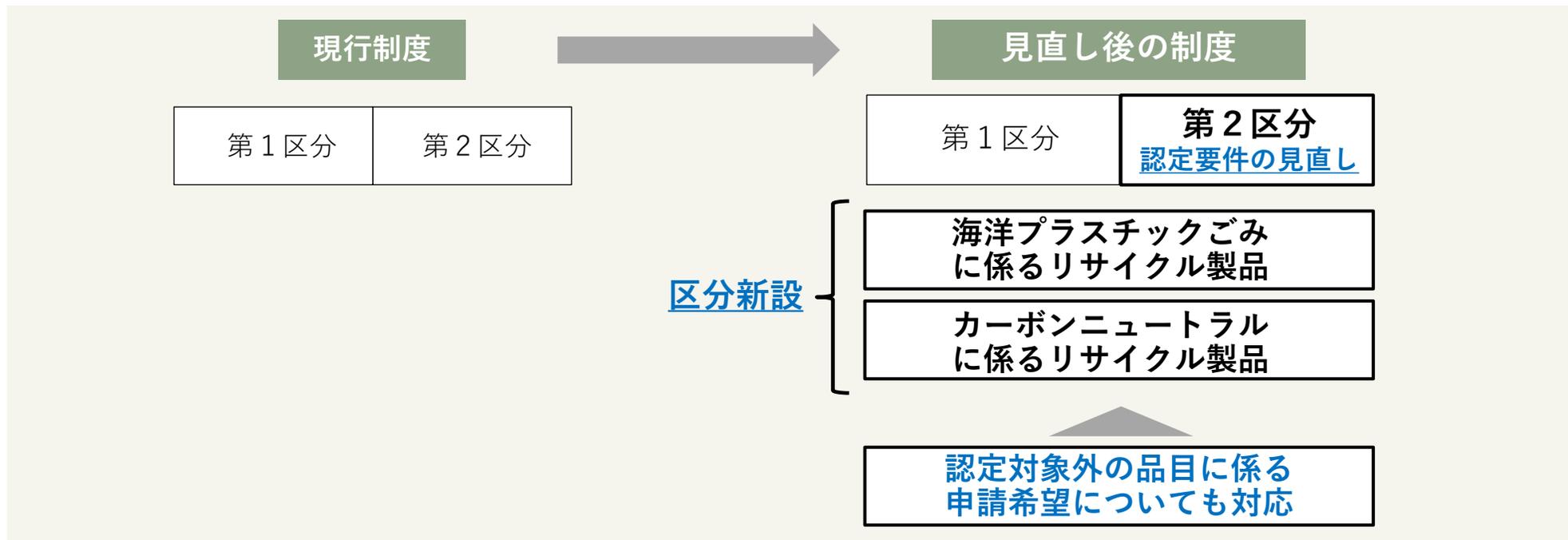


### 【今後のあり方】

- **認定対象以外の品目を新たに対象にすることは、制度の目的に資することから、参考となる基準の有無や、部会における審議を踏まえて、認定対象の追加について判断**する。
- 申請相談を受け、業界団体等で既存の認定制度があり、参考とできる「循環資源の配合率」の基準がある場合は、部会（毎年1～2月頃）で対象品目への追加の適否を審議。適当となった場合、認定要領改正により対象品目を追加、翌年度から申請を受け付け。

# 基本的な考え方・今後のあり方

## 3. 見直し後の認定制度の全体像



## 4. 見直し後の認定制度のPR

- ▶ 海洋プラスチックごみを由来としたリサイクル製品の製造及び販売はまだ限られていることや、製品のCFP表示等の取組は国内でも一部で始まりつつある段階であることから、認定制度によるPRについては、国内外の動向を踏まえつつ、継続的な取組を進めていく必要がある。
- ▶ 見直しに合わせて、新たな認定マークを検討し、当該製品の付加価値（海洋プラごみが原料、CFPなど）も含め、消費者が分かるようにする必要がある。



現在の認定マーク